

デジタル地域通貨整備事業

仕 様 書

茨城県八千代町

1. 業務名

デジタル地域通貨整備事業

2. 業務場所

八千代町内

3. 業務期間

契約締結の日の翌日から令和8年10月31日まで

4. 本業務の目的

デジタル地域通貨は、物価高騰対策として全住民に給付金を支給するとともに、地域内消費の促進による経済活性化を図ることを目的として導入するものである。また、併せて行政施策の効率化、住民サービスの向上、地域DXの推進を図るものである。

5. 貸与品

本業務の実施に当たり必要な書類等は、八千代町から貸与するが、後述する秘密保持事項を遵守すること。なお、業務実施に必要な事務用品、消耗品類は提案者の負担とする。

6. 業務内容

本業務の業務内容は以下のとおりとする

(1) デジタル地域通貨の配布

- 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、全町民に地域通貨を配布するものとする
- 対象者：住民基本台帳登録者全員（参考：令和8月1月1日現在 20,882人）及びカード配布までの出生者（10名程度）
※いつ現在の登録者とするかは発注者と協議すること
- 配布額：一人当たり5,000円
- 町内店舗100件程度の登録を見込んでいる
- 一人一枚のQRカードを作成すること（送付は発注者が行う）
- 一店舗1枚のQRコードを作成すること（送付は発注者が行う）
- QRカード及びQRコードのデザインについて協議を行うこと
- QRカード及びQRコードは、できるだけ早く配布できるようにし、配布時期を審査の対象とする

- デジタル地域通貨の利用期限は令和８年９月末日までとすること
 - 登録店舗向け説明会（２回想定）サポートを実施すること
 - 登録店舗への精算を月２回以上行うこと及び精算金額を発注者が確認できる仕様とすること
 - 登録店舗への利用料等は請求せずに、発注者負担とすること
 - 登録店舗への精算に係る口座振込手数料は受注者負担とすること
 - 店舗及び利用者双方とも分かりやすく、扱いやすいシステムとすること
 - デジタル地域通貨の普及を目的としたサポートを行うこと
 - 利用するための使用機器の制限について明記すること
- （２）デジタル地域通貨を軸とした地域活性化施策の検討
- （１）の事業終了後も、デジタル地域通貨整備を契機とした地域活性化施策について提案すること
- （３）打合せ・協議等の実施
- 本業務を円滑かつ効果的に遂行するため、発注者との打合せ・協議等（オンライン含む）を適宜実施するものとし、標準的回数を超えても変更契約の対象としないものとする。

7. 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとし、仕様の詳細は協議の上決定する。

- （１）業務実施計画書（作業項目・作業内容・役割分担等の記載のある工程表）
- （２）各種マニュアル（利用者向け、加盟店舗向け、本町職員向け、事務局向け）
- （３）QR カード（全住民分）
- （４）QR コード（全登録店舗）
- （５）導入業務完了届

その他の提出物に関しては、発注者との協議により提出する。

8. その他

- （１）提案者は、本業務の内容をよく理解し、関係法令等の規定に基づき、誠実に業務を履行できるよう提案すること。
- （２）契約締結後の打ち合わせ等は、リモートによる打ち合わせも可とする
- （３）提案者は、本業務で知り得た一切の秘密を、本業務の目的以外に使用したり、第三者に漏らしたりしてはならない